

平成 29 年度 第1回亀山市地域福祉推進委員会__議事概要

開催年月日：平成 29 年5月 17 日(水) 午後1時 30 分～3 時 10 分

開催場所： 亀山市総合保健福祉センター2階 研修室

出席者： 8名

蒔田 勝義、名越 一大、佐野 満枝、鈴木 壽一、
渡邊 勝也、榎谷 英一、佐久間 利夫、伊藤 早苗

欠席者：川村 久美子、明石 澄子、南川 久美子、中坪 務、小森 達也

定刻になり事務局は、本日の委員13名の内8名の出席があり、過半数に達しており、有効に成立した旨を告げ、開会を宣す。

事項書1 はじめに

- 委嘱状(新委員)の交付及び各委員の自己紹介

事項書2 地域福祉推進委員会の設置について【資料1】

事務局：(資料1)地域福祉推進委員会設置要綱の改正内容を説明

所掌事務として、計画の策定及び社会福祉法第55条の2の規定により、社会福祉法人が策定する社会福祉充実計画の確認及び助言に関することを役割として追加した旨を説明

(カラー版)「社会福祉充実計画の確認及び助言」の資料に基づき、事務局から社会福祉充実計画の概要について説明

委員長：何かご意見やご質問があればお願いします。

(意見及び質問等、なし)

事項書3 第2次地域福祉計画の策定状況について【資料2(新委員のみ)】

事務局：資料(資料2-①～⑤)に基づき、昨年度開催した会議での策定状況や内容について、新委員に対して説明

(資料2-①)現計画の基本目標に対する具体的な行政の取組を記載した旨を説明

(資料2-②)2-①に対する計画期間内の取組成果、改善点の概要を説明

(資料2-③)市民アンケート結果P26について説明し、P25の取組指標の概要を説明

(資料2-④)①現在の活動状況、②今後の活動内容、③他団体と連携したい活動、④

活動に対する支援、⑤次計画に盛り込む事項の5つの内容で、福祉団体(10 団体)と意見交換会した旨を説明

(資料 2-⑤)社会福祉関係団体(30 団体)に対して、アンケートを実施し、ボランティアの高齢化や担い手の減少が続いていること、活動の場が不足、活動の資金が不足していることなどが問題となっている旨を説明

委員長:何かご意見やご質問があればお願いします。

(意見及び質問等、なし)

事項書4 第2次亀山市地域福祉計画(骨子案)について【資料3】

事務局:(資料 3-①及び②)資料 3-①に基づき、P1~P3 までを説明

第2次亀山市地域福祉計画では、市の最上位計画である総合計画とあわせ、総論となる基本構想部分は平成37年度までとし、施策の方向などの各論部分も、総合計画の基本計画とあわせ、前期・後期で分けることを説明

委員長:それでは、何かご意見やご質問があればお願いします。

委員:P1の1計画策定の背景の下から三行目で、地域や住民が抱える多様化・複合化する課題等を解決するとは、具体的な内容を例示していただきたい。また、本市における従来からの地域のつながりを維持・強化とありますが、これらの考え方で次期計画の9年間保てると考えているのかを伺いたい。

事務局:1点目の多様化・複合化する課題については、現計画には平成27年度から始まった生活困窮者の自立支援に関する取組事項が盛り込まれておらず、今回策定する計画で1本の柱として生活困窮者対策を位置付けていることが一例となります。

続いて2点目ですが、本市では、まちづくり協議会の全地区の立ちあがりなど、これまでの亀山市独自の取組を維持しながら、後ほどP5で説明させていただきますが、小地域単位での身近な居場所づくりや見守り、日常生活の支援などのほか、行政としての総合的な相談体制の構築など、複合的な取組を展開してまいりたいと考えています。

委員:今事務局が説明されたような、地域まちづくり協議会等の新しい流れがある中で、これとともに地域にあるべき姿を追い求めていくことを目的の一つとして記載した方が明確であると思います。

委員長:まちづくり協議会等、県内でも名称は多々ありますが、亀山市のようにコミュニティ単位では展開していません。例えば名張・伊賀・松阪市は、小学校区単位となってい

ます。鈴鹿市は、徐々に作ってきていますが、まだ半数程度となっています。

現在、全地区に地域まちづくり協議会ができ、今後、さまざまな課題に直面するかと思われませんが、新しい流れを活かせるような取組を考えていければと思います。

委員: P3の1.状況の把握と共有による「相互理解」の箇所ですが、言葉の意味が分かりません。

事務局: 当該箇所の「また」以降に記載しておりますが、個人情報保護の制限により、伝えたくても伝えられない情報があるのが現状です。このため、支援が必要な人が、自ら助けて欲しいと言うことができ、また、障がいや貧困な方などの少数者の意見を上手く把握できる仕組みづくりを進めたく、記載させていただきました。

委員: 言いたい意味は分かるのですが、この記載内容で、上手く伝わるのか疑問です。現時点では、このような情報を多く把握されているのは、民生・児童委員の方々が、苦しみながら把握されていることと思います。しかしながら、このような方たちが動いても、地域のニーズは把握できない状況であることを書きあげないとこの文章の意味は、理解してもらえないと思います。

弱者と呼ばれる方が地域の中で浮き上がってこないことが問題であり、従来は、各家庭の問題であると既決してきた歴史もあるが、地域の方がその情報を共有し、共助をするという意識を持つことで相互理解が始まると思います。

これが不明確だと誰も手助けをしないのではないか、このままだと個人情報だからと言って誰も情報を出さないと思います。個人情報も、自分を助けて欲しい、あるいは、支えて欲しいと求めた場合は、自分で情報を開示していかないと得られないと言った内容等、もう少し明確に書き込んでいく必要があると思います。

委員長: 1～3のタイトルが、プラスでもマイナスでもとれる記載内容となっており、伝わりにくいのかと思います。

委員: 「2」と「3」は、課題の記載とともに、方向性の記載があるため、分かりやすいと思います。「1」では、個人の辛さ的なものを、「相互理解」と言う方向性が適正なのかと考えます。

委員: 民生委員の会議で、子どもや障がい者の方の名簿が欲しいとの依頼が委員からあり、市に伝えると個人情報なので出せませんと言われ、活動の妨げとなっていると思います。市の方から情報を提供していただくと助かります。

事務局: 以前、民生委員さんとの意見交換会の中で、市営住宅に住む方の名簿をいただきとの意見がありました。その内容について、市の総務法制室と協議しましたが、特定

の家で問題があり、それを行政の代わりに解決していただくために情報を提供することは可能かと思われませんが、民生委員だから全ての情報を一律に提供することは困難であるとの結論に至っております。

委員長: 四日市や鈴鹿市では、市の依頼に基づき、全世帯の赤ちゃん訪問を民生委員が行っています。目的に応じて、情報を開示できるようにしていただきたいと思います。

事務局: 行政の仕事を代理執行していただく分には、個人情報の提供は可能です。しかしながら、行政のお手伝いをする目的では、個人情報を提供できないのが現状であります。一方、要支援者の名簿につきましては、本人の同意があれば名簿に記載し、当該情報を提供することができることとなっております。

委員: 相互理解とは、誰と誰を指すのですか。相互とは、隣り合う人を指すのか、あるいは、共助を成り立たせるための相手方なのですか。また、支え合うものなのか、あるいは、助け合うものなのか、どちらなのですか。

委員長: 「1」の一番下に、「支援される側と支援する側」との記載があり、両面を含んでいると思われれます。

委員: わかりました。そのような意味で、「相互理解」、「コーディネート機能」、「相談窓口機能」というキーワードを使用しているということですね。

事務局: そのとおりです。

委員長: では、P1～3 までの内容について、基本理念等の総論部分は、第 2 次総合計画の基本構想とあわせ平成 37 年度までとし、施策の方向などの各論部分は、総合計画の基本計画(前期・後期)と期間をあわせることで、異議等ありませんでしょうか。

(異議等、なし)

委員長: それでは、次の説明をお願いします。

事務局: (資料 3-①及び②)資料 3-①に基づき、P4～P7 及び資料 3-②を説明
これまでの成果と課題を踏まえた基本理念、基本目標、地域のとらえ方、計画の体系について説明

委員長: それでは、何かご意見やご質問があればお願いします。

副委員長: P5 基本目標の1について、亀山市は市民活動やボランティア活動が盛んだと思いますが、その中心を担っているのは、60～70代なのが現状なため、その内容の記載が必要だと思います。また、2の部分ですが、地域まちづくり協議会は、全地区で立ち上がったばかりなのに、行政から仕事を振られすぎていると言った声も聞かれます。各まちづくり協議会においては、それぞれの協議会で、福祉に対する取組に温度差が見受けられますが、しっかりと説明し、理解を得る必要があると考えています。

事務局: ボランティア活動につきましては、市民アンケートでも、65歳から頑張っておられる方が多い結果となっているのが現状です。

また、団体との意見交換会の中でも、まちづくり協議会と連携を図っていきたいと回答された団体も多く、「2」では地区単位として、まちづくり協議会を単位としたところであります。今後、具体的な施策につきましては、まちづくり協議会や行政の関係室と協議しながら、取り組んでまいりたいと考えており、その際は協力をお願いしたいと存じます。

委員: 地区の捉え方ですが、市と自治会との中間地点を小学校単位とするのか、あるいは、まちづくり協議会とするのか難しいところであると考えます。

今回の計画を策定すれば、およそ9年間は、まちづくり協議会を単位とすることになります。しかしながら、小学校単位だと、複数のまちづくり協議会が入ることとなり、井田川小学校なら、井田川北と井田川南の2地区のまちづくり協議会があります。

例えば、井田川北で取り組みたい事業があっても、井田川南が反対すれば、仮に良いことだったとしても、小学校が井田川北だけの子を出すことは困難であり、地域でやれることとやれないことが出てきてしまうと思います。

他のことは置いておいて、子どものことについては、関係するまちづくり協議会が合同でルールを決める必要があると思います。

この内容を計画に記載することは難しいと思われるので、どこか別のところで、このような課題があることを記載していただけたらと思います。

副委員長: まちづくり協議会については、議会においても、「概ね」小学校区単位としたことで設立に対して反対意見もありました。「概ね」をどこまでと捉えるかで意見が出てきたと思われるのですが、「概ね」はいつか変わると捉え、地域福祉計画の中で位置付けていただければと思います。

委員長: 地区単位については、まちづくり協議会とし、必要があれば他と連携していくこととしていただければと思います。

委員: ここでは、この記載で大丈夫ですので、他の箇所でも記載していただければと思います。

委員: 県の民生委員の会議で、民生委員の成り手不足が課題となりました。全国では、企業とタイアップし、40～50代の方に民生委員になってもらう取組をしているところがあるやに聞きました。ボランティアの人や民生委員も高齢化が進んでいますので、若い方が成り手になってもらえるよう、優遇措置をするなどをお願いしたいと思います。

委員: 自治会は、任意団体であり、そこに住んでいる人しか加入できず、コンビニ等で働く人たちは、加入することはできません。しかし、まちづくり協議会は、そこに勤めている人たちも会員として認めているので、成り手として依頼することは可能だと思います。

従来は、そこに住んでいる人たちで、課題を解決しようとしていましたが、まちづくり協議会のように、そこに勤めている人を交え、議論を行いたくても、設立したばかりなので、まだ方向性が見えていないのが現状です。NPOについても入れても良いことになっていますが、まだどこもついておらず、民生委員の問題も課題の一つであると思います。

しかしながら、まちづくり協議会は、まだスタートしたばかりですが、新しい形を作っていくことも事実であると思います。これを市域に浸透させていくには、次計画の計画期間である10年程度は、必要であると思います。

委員: ぜひ、亀山市が先進地のようになってほしいと思います。

委員長: では、P4の基本理念のもと、3つの基本目標を掲げ、地域を「市全体、まちづくり協議会単位、自治会単位と捉え、施策に取り組んでいくことで異議等ありませんでしょうか。

(異議等、なし)

委員長: それでは、今後のスケジュールについて説明をお願いします。

事項書5 今後のスケジュールについて【資料4】

事務局:(資料4)資料に基づき、説明

委員: これだけの資料を読み込むには、時間を要するので、次回の会議では、できれば1週間前に資料の送付をお願いしたい。

委員長: 資料は、若干の修正があっても構いません。当日、この箇所が変更になった旨を伝えていただければ問題ありませんので、事前の送付をお願いしたいと思います。

事務局: わかりました。変更等の修正もあろうかと思いますが、1週間前を目途に事前に資料を送付いたします。

委員:最後のパブリックコメント案は、当日の配布で良いかと思しますので、次回の会議では、事前をお願いします。

委員:野登地区の平尾自治会で、有償ボランティアを1年間ぐらいされており、上手く進んでいるように聞いていますので、そのような地区があることをお伝えします。

副委員長:次回の会議日程ですが、7月下旬とありますが、他の会議等も多く入っており、具体的にはいつを考えていますか。

事務局:6月早々には、次回の会議日程を調整します。

事項書6 その他

委員:今回の会議では欠席者が多く、次回の会議では、全ての委員が揃うのは困難であると思いますが、皆さんが出席していただくように調整をお願いしたい。

委員長:今までの会議では、一人か二人の欠席でしたので、このような欠席は、今回が初めてです。

事務局:今回については、急病等により当日の欠席もありました。次回の会議では、委員長・副委員長を中心として、各委員に出席していただけるよう、早めに連絡してまいりたいと考えています。

委員長はここで閉会を宣し、解散した。時に午後3時10分。